

令和5年第29回住田町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和5年8月30日(水)午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 報告第1号
令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 3 認定第1号
令和4年度住田町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 認定第2号
令和4年度住田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 認定第3号
令和4年度住田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 認定第4号
令和4年度住田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 認定第5号
令和4年度住田町簡易水道事業会計決算の認定について
- 日程第 8 認定第6号
令和4年度住田町下水道事業会計決算の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(11名)

1番	水野正勝君	2番	荻原勝君
3番	佐々木初雄君	4番	佐々木信一君
5番	佐々木春一君	6番	村上薫君
7番	阿部祐一君	8番	林崎幸正君
9番	菊池孝君	10番	高橋靖君

11番 菅野浩正君

欠席議員（1名）

12番 瀧本正徳君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 神田謙一君 教育長 松高正俊君
監査委員 紺野仁君

.....

副町長	小向正悟君	総務課長 兼選挙管理 委員会書記長	山田研君
税務課長兼 会計管理者	高萩政之君	企画財政課長	佐々木淳一君
町民生活課長	鈴木絹子君	保健福祉課長 兼地域包括支 援センター長	千葉英彦君
建設課長	横澤広幸君	農政課長兼 農業委員会 事務局長	菊田賢一君
林政課長	佐々木暁文君	教育次長	多田裕一君

事務局職員出席者

議会事務局長 菅野享一
総務課係長 澤村一輝

開議 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○副議長（菅野浩正君） おはようございます。

瀧本議長から欠席届が出ておりますので、地方自治法第106条第1項により、私が議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は11人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

◎一般質問

○副議長（菅野浩正君） 日程第1、一般質問を引き続き行います。

◇ 村 上 薫 君

○副議長（菅野浩正君） 6番、村上 薫君。

〔6番 村上 薫君質問壇登壇〕

○6番（村上 薫君） おはようございます。6番の村上 薫であります。通告に従い、町長及び教育長に対し、大きく4項目について一般質問をいたします。簡潔で明快な答弁をお願いいたします。

最初の大きな項目の第1点は、国際リニアコライダー（ILC）についてであります。若者に夢と希望の観点からお伺いをいたします。

当町の庁舎の前面にはILCを東北への大きな垂れ幕が掲げられております。1点目、ILC北上山地誘致の現状と見通しをどのように捉え、実現するために何が必要と考えておられるのか。

第2点目は、三陸ジオパークけせんについてであります。ジオとGOLD浪漫の連携で、なお一層の観光振興を図るという観点からお伺いをいたします。

1、町長は今年度、三陸ジオパークけせん地域協議会の会長に就任をいたしました。産金

に係る日本遺産「みちのくGOLD浪漫」はジオパークそのものであり、産金も含めた気仙2市1町一体となった参加で、三陸ジオパークの取組を強化すべきと考えますが、いかがでしょうか。

第3点目は、町の情報受・発信の在り方についてであります。情報の受・発信が自治体の命運を決める時代になっております。インターネットの普及で情報の受・発信が多様化している現在、ICTをフル活用した自治体広報戦略が求められていることから、次の点をお伺いをいたします。既に実施されているものもあると思いますが、お聞きをいただきます。

1、発信についてです。以下の点を検討すべきではないか。一つ、LINEなどによる保健・福祉・医療、防災・防犯、環境・ごみ・リサイクル、観光、文化・スポーツ、町の施策・政策等を発信すること。2点目、YouTubeにより住田テレビの「すみたホットライン」などの随時視聴を可能にすること。これは議会放送もしかりでございますが。3点目は、町発送の封書に町のホームページのQRコードを表記すること。4点目は、町三役の週間予定表をホームページ上で公開をすること。

(2)は受信についてでございます。町からの案内文書等に担当者のメールアドレス表記を周知徹底することを検討すべきではないでしょうか。お尋ねをいたします。

第4点目です。職員の副業制度創設についてです。職員任意の取得で地域貢献や地域との結びつきを深める観点からお尋ねをいたします。

人口減少に伴う人材不足を背景に、自治体職員も公務以外での活動が期待されているとし、総務省は各自治体に対して、副業兼業許可の公平性や透明性の確保に向けて、許可基準の公表を推奨をしております。このことから、次の点をお伺いいたします。

1、町が進める農業や林業など特定分野において許可基準を設け、副業制度を創設すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、大きく4項目について、町長と教育長の御見解をお伺いいたします。

○副議長（菅野浩正君） 答弁を求めます。

町長、神田謙一君。

〔町長 神田謙一君登壇〕

○町長（神田謙一君） 村上議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、1項目め、国際リニアコライダー（ILC）についての（1）ILC北上山地誘致の現状と見通しをどのように捉え、実現するために何が必要と考えているかについてお答えをいたします。

I L C立地評価会議が候補地を北上山地に決定してから10年が経過しておりますが、国が令和4年2月に公表した有識者会議における議論のまとめによりますと、提案研究者コミュニティが希望する誘致に関する日本政府の関心表明、提案された規模によるI L C準備研究所段階への移行を支持できる状況にはなく、時期早々と言わざるを得ないとされ、立地問題を一旦切り離し、国際協力による加速器の技術開発を段階的に展開していくことなどが提言されております。これにより、欧米の研究者からは、世界の他の場所でリニアコライダーのホストを見つけることにもっと力を注ぐべき等の声が新聞記事などで紹介されております。

このような状況の中、本年2月には、岩手県南、宮城県北の建設候補地周辺自治体の長らが中心となって、I L C実現建設地域期成同盟会が設立され、超党派国会議員連盟などと連携し、地域が一丸となって、政府等関係機関への要望活動や機運醸成に取り組んでいくとなっております。

本町においても、期成同盟会の幹事であることから、その活動に参加しながら、実現に向けて取り組んでいきたいと考えているところであります。

次に、2項目めの(1)三陸ジオパークけせん地域協議会会長への就任と「みちのくG O L D浪漫」の取組についてお答えをいたします。

本県沿岸部を中心に構成している三陸ジオパークは、平成25年9月に日本ジオパークとして認定されました。青森県八戸市から本県沿岸部を縦断し、宮城県気仙沼市までを範囲とする南北約220キロメートルに及ぶ広大なジオパークであります。三陸ジオパーク推進協議会は、「悠久の大地と海と共に生きる～震災の記憶を後世に伝え学ぶ地域へ～」をテーマに、三陸の美しい自然や、豊かな文化、東日本大震災津波の体験や教訓を発信するため、様々な取組を行ってきているところであります。

三陸ジオパーク推進協議会に加入している気仙地域の2市1町につきましては、同地域のジオパークの保全や活用の一体的な取組を推進するため、三陸ジオパークけせん地域協議会を平成30年8月に設立し、活動を行ってきたところであります。役員の任期は2年で、会長の所属する市町の観光主管部署に事務局を置くこととなっております。

これまで、大船渡市、陸前高田市、本年4月に開催した総会において、私が会長に就任をいたしました。本年度、三陸ジオパーク推進協議会では、日本ジオパークの再認定審査をこの11月に控えており、各構成団体との連携、地域資源の調査・研究及び活用、普及に努めてまいりたいと考えているところであります。

「みちのくGOLD浪漫 黄金の国ジパング、産金はじめりの地をたどる」は、平成31年1月13日に宮城県涌谷町、気仙沼市、南三陸町、岩手県平泉町、そして陸前高田市の2市3町が文化庁が認定する日本遺産に申請をし、令和元年5月20日に認定を受けたものであります。

日本遺産は、地域の歴史的魅力や特色を通じて、我が国の文化・伝統を語るストーリーを日本遺産として文化庁が認定するものです。ストーリーを語る上で欠かせない魅力あふれる有形や無形の文化財群を認定された地域が主体となって総合的に整備活用し、国内だけでなく、海外へも戦略的に発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的としております。

本町の交流人口や関係人口を拡大するための日本遺産「みちのくGOLD浪漫」との観光連携方法は多種多様であると考えられますが、現時点では具体的な連携事業は計画されていないところであります。しかし、観光産業の振興につきましては、コロナ禍で停滞している観光の再起動を図る必要があることから、三陸ジオパークも含め、広域的視野で取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、3項目めの町の情報受・発信の在り方について、(1)発信について、4点について検討するべきではないかについてお答えをいたします。

I C Tとは、インフォメーション・アンド・コミュニケーションテクノロジーの略称で、日本語では情報通信技術と訳されております。私たちはスマートフォンでのコミュニケーションや外出先での書類作成や送付など、意識せずにI C Tを使っており、今や住民生活や企業活動に欠かせないツールとして大きな役割を担っております。町としても、住民サービスの向上や行政運営の効率化を加速させるため、住田町D X推進計画及び住田町D X推進計画アクションプランを策定しております。

1点目のL I N E等の活用につきましては、D X推進計画等に基づき、住民サービスへのデジタル技術の導入を促進する際の実施事項の一つである住民サービスの利用向上に向けた体制整備の実施概要に記載されておりますことから、既に発信に利用しておりますホームページやS N Sに加え、新たなアプリケーションの導入等につきまして検討してまいりたいと考えております。

次に2点目のY o u T u b eの活用につきましては、現在、住田テレビは住田テレビ取材の指針に基づき取材を行い、町内限定の放送映像として編集し、「すみたホットライン」を放送しております。放送内容につきましては、住田町地域情報通信基盤施設放送番組審議会

において、住田テレビ放送番組基準に基づき審査を実施しております。Y o u T u b e を活用し、不特定多数の方々が聴取できる環境で放送する際には、取材を行う前にその旨を周知する必要があり、また編集する過程においても、外部配信に映像が適切かどうか判断が必要となることから、指針の改定や新たなガイドライン等の制定を行わなければなりません。地域外の方々との交流が増えてきており、「すみたホットライン」を視聴したいとの御要望をいただくこともあります。ふるさと住田会の会員等へ映像を御覧いただく機会にもなることから、住田テレビと協議しながら活用を検討していきたいと考えております。

次に3点目の封書にQRコードを表記することにつきましては、既に住田町観光ガイドや仕事と学び複合施設の展示等用パンフレットなどに表記しておりますことから、御意見を参考にさせていただき、導入の効果等を検討してまいります。

次に、4点目の週間予定表のホームページ上で公開することにつきましては、町長、私、また三役の公表に向けて検討をしております。

次に(2)受信について、町からの案内文書等に担当者のメールアドレス表記を周知し徹底することを検討すべきではないかについてお答えをいたします。メールアドレス表記につきましては、既に職員に周知をしておりますが、さらに徹底をしております。

次に、4項目め、職員の副業制度創設について、(1)農業や林業など特定分野において副業制度を創設すべきについてお答えをいたします。

本町職員を含めた地方公務員の兼業につきましては、公務の能率の確保、職務の公正の確保、職員の品位の保持等のため、国家公務員と同様、地方公務員法第38条により、許可制が採用されております。

一方、兼業をめぐる最近の動向につきましては、議員御質問のとおり、多様で柔軟な働き方へのニーズの高まりや、人口減少に伴う人材の希少化等を背景に、民間労働政策として兼業や副業が促進されていることから、地方公務員も地域社会のコーディネーター等として、公務以外でも活動することが期待されてきております。

本町におきましては、これまで職員の兼業は、地方公務員法第38条、営利企業等の従事制限に関する規則及び国からの通知等により運用してきておりますが、職員が具体的に兼業しようとする際には、法や規則、通知等の内容について網羅的に把握することは容易ではない状況にありました。これを踏まえて、農業や林業に限らず、地域社会のコーディネーターとしての地域貢献活動等を含めた法や規則、通知等の範囲での活動について、職員の兼業の許可基準を明確化させ、本年7月、職員へ通知したところであります。

御質問の農業や林業など特定分野における副業制度創設であります。兼業の許可基準を明確化させ職員へ通知したことにより、兼業許可の要否が一段的かつ具体的になり、農業や林業などを特出した制度創設の予定はありませんが、職員が兼業許可を受けることによって、農業や林業も兼業が可能となっております。

以上であります。

○副議長（菅野浩正君） 再質問を許します。

村上 薫君。

○6番（村上 薫君） ありがとうございます。

それでは大きな項目の第1点、ILCについて再質問をいたします。

町長のほうの答弁にもありましたが、いろいろ文科省の有識者会議の提言とかありました。ただ、これは決して否定をしているものではなくて、研究者の方々から見ると、政府間交渉、各国の政府間交渉まで行っていないと。そういうところをこれから進めないと、日本政府としてはまだ早いのかなと。ただし、今回の文科省が来年度、令和6年度予算の概算要求にILCの関連としまして、今年度当初予算より8,000万円増の10億5,000万円を要求をすると伝えられました。町長はこのことをどのように捉えておるか、お聞きいたします。

○副議長（菅野浩正君） 町長、神田謙一君。

○町長（神田謙一君） 先ほども答弁させていただきましたILCの誘致に関しては、本当にいわゆる今、期成同盟会ありますけども、その基礎自治体等と連携取りながら、必要性について取組も進めているわけではありますが、いかんせん厳しい状況にあることには変わりありません。国際機関関係からの問合せも昨年度から激減しているというような話も聞いております。

また、トップとして動いていただいています鈴木、県大の学長さんについても、例えばグリーンILCについても、理論と現実の懐疑的な部分が実はあるというような部分を含めて、まだまだ取組の中での課題もあると。世論形成的な部分を今後、粘り強くやらないと、なかなか国の理解も得られにくい。さらに、国際的な部分も厳しいという状況にありますので、引き続き基礎自治体でこれはどうこうできるものではありませんので、連携を取りながら進めたいと。

○副議長（菅野浩正君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 期成同盟会の中で、町も幹事になっているということを聞きましたの

で、実現に向けて努力していくということだと思います。

世界的なそのコロナのパンデミックがありました。それ以前は、このILCについての会議とかいろいろ盛んに行われておったわけですが、このコロナという渦中の中で、なかなかその動きが止まったというのが現実かと思います。

そこで、このILCの誘致について、有識者会議の中でも指摘をされるのは、世論の盛り上がりはまだ足りないんじゃないかと。岩手とか東北では盛り上がりはあるけども、日本あるいは世界的に、その日本あるいは北上山地、その誘致というのが少しまだ認識されていないんじゃないかというふうに言われてるわけです。

そこで、私は提案をしたいのでありますが、現在の実施中の知事選では、2人の候補とも、ILC誘致を公約に掲げております。岩手、東北を挙げた取組の私は再転化が必要だというふうに考えます。そこで、提案をしたいのは、1か月前ほどに、岩手日報の特集記事ILC考に、J-Winという団体があるのですが、その会長理事の内永ゆか子氏が、大谷翔平さんを使って、この方からの強烈な発信力をぜひ期待をして、世界、日本の若い人たちに発信すべきだというふうに投稿しておりました。私は思うのに、やはり若い人たち、これからこの国を担っていく方々にインパクトを与えるのは、東北ということで考えれば、大谷翔平さんであり、あるいは羽生結弦さんなんだろうと思います。ですから、この期成同盟会が、奥州市あるいは宮城県、岩手県知事とか抱き込んで、その方々から、この若い人たちに説得をして、ぜひILCで世の中が変わると。ぜひ東北でやりたいんだという強烈なメッセージを出していただくと。これがまず、最近のこの打破ですね。閉塞感があるILCの雰囲気打ち破る一つの手段ではないかと私は考えます。

ぜひ町長、この辺のあたりを幹事ということもありますので、よろしくやっていただければなと思いますが、いかがですか。

○副議長（菅野浩正君） 町長。

○町長（神田謙一君） まさにいろんな手法、アイデア、今、村上議員のおっしゃったような方法等含めて、世論の形成の仕方はあるんだろうというふうに思っています。

ただ、先般の部分で、先ほども言いました例えばグリーンILCについてもそうで、理論と現実的な部分、また研究者も本当に来られるというような話を今までしてきた部分あるんですが、現実的にこれ以外の研究機関等々で、現実的な部分を見ると、実は研究者も短期的な人、中期的な人、また移住含めて長期的に、本当に移ってこられる人というような部分でいくと、長期的という部分は現実的には少ない。また、村上議員おっしゃったコロナという部

分の影響で、まさにDX含めて、オンライン等々での研究というような、移住しなくてもというような部分も現実的に見えてきていると。やはり住民の理解を得ていくためには、そこから辺の研究も現実的なところを見据えながら話をしていかないと、やはり難しい部分もあるのかなど。いずれ本来の加速器だけの分野ではなく、誘致に関わる部分での課題等々を整理しながら、今後、世論形成等々にも取り組まなければいけないというふうに考えております。

○副議長（菅野浩正君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） コロナ禍ということで、いろんな変化があると。そういう中で、どうしたら実現できるかということだと思います。

私たちが、私も71歳になっているわけですが、私たちの20代、30代のときには日本列島改造論がありまして、世の中変わるんだと、そういう期待感がありました。希望が持てましたよね。私は若者に夢と希望を持たせるのは、やはり大きなこういうプロジェクトなんだろうと。日本が今、唯一、研究者の人たちが候補地となっているわけですので、この若い人たちがそういう夢とか希望を持てれば、このここにとどまろうと。あるいは岩手に帰ってこよう。あるいは都市部から岩手に行こうとか東北に行こうと、そういう流れができるんだと思います。いずれ私たちの年代の責任で、このILCを、実現をぜひやっていかなきゃならないというふうに思います。私も微力ながら、いろいろところで頑張ってやっていきたいと思いますが、ぜひそういう覚悟を持って皆さんと取り組んでいきたいなと思います。

次の三陸ジオパークけせんについてでございます。

私がこの中で趣旨というのは、三陸ジオパークと、それから日本遺産の「みちのくGOLD浪漫」、これは同じ共通項でいえば、地質とか、あるいはその地形とか、この地球の営みの中で発生するものの、いろんなその波及効果ですよ。これは根本は同じなわけです。ですから、三陸ジオパークとか日本遺産とかそういう分けるのではなくて、町長が今2年間の任期があるということです。今年度からですから、ぜひこのジオパークと日本遺産、これはそのゴールドですから、住田町には産金の歴史もあります。これらを一体的に連携をしながらやっていったほうが効果が上がるのではないかというふうに思います。そのところをどのようにお考えか、お聞きをいたします。

○副議長（菅野浩正君） 農政課長、菊田賢一君。

○農政課長（菊田賢一君） 三陸ジオパークと「みちのくGOLD浪漫」の関係ですが、議員御指摘のとおり、地質、地形を基本とした取組でございます。気仙では、大船渡市、陸前高田市、住田町と今回、三陸気仙の協議会で様々取り組んでおりますので、事あるごとに意見

交換をしながら、より効果的な方策を取っていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（菅野浩正君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） ありがとうございます。ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

住田町のジオサイトには滝観洞であるとか、谷山とかありますけれども、私はこの産金の絡みでいえば、野尻金山と光勝寺、2つ目は町内の産金と、それから民俗資料館、ここにも産金コーナー、立派なものがあるわけですよ。搗鉦機とかね。ほかにはないようなものがあります。ぜひこれらも追加をして、ジオサイトに含めるべきだというふうに考えます。

それからもう一つは、観光の方々に聞きますと、例えばそういうサイトがあっても、ジオガイドがないんだと。要するに、ガイドする人がいないんだと。みんなそれぞれが手いっぱい、1人でいいから、そういう住田町も含めた、それは気仙でもいいのかもしれませんが、住田町は住田町のやっぱり良さがありますから、そういうジオガイドの養成もしないと、ただそこにサイトがあるよと言っても、なかなか魅力が発信できないという意見があります。この件もぜひ検討していただきたいと思います。課長、よろしくお願いします。

○副議長（菅野浩正君） 農政課長。

○農政課長（菊田賢一君） 三陸ジオサイトの部分でございますが、今現在は気仙川と滝観洞を掲載しているところでございます。気仙川につきましては、産金の歴史があるということで、産金をメインにした情報が発信されておりますし、滝観洞については洞窟内の部分を発信しているところでございます。また、掘り起こし等も含めながら進めてまいりたいと考えております。

ガイド養成の部分でございますが、今、滝観洞の部分で地域コーディネーターといいますが、養成ガイドが1名ほどおります。その方が中心となって取組を進めているところでございますが、裾野を広く養成ガイドの養成講座なんかもございますので、そういったところを活用しながら進めてまいりたいと考えております。

○副議長（菅野浩正君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） ぜひその方向で進めていただきたいと思います。

大きな3点目の情報の受・発信の在り方についてです。

発信につきましては、町長の答弁ですと、LINEにつきましては、町のDXの推進計画に基づいて、新たなアプリも導入をしながら検討をしていくということでございました。私、

大船渡市のLINEに参加をしているんですが、内の人でも、市内の人でも、LINEで見られるんですね。登録しますと、例えば休日当番医であるとか、熱中症アラートであるとか、こういうイベントがあるんだとか、子育て支援の、こういうのがあるんだという、流れてくるんですよ。随時、流れてきます。私は今はそういうスマホを持っているというのが、もう恐らく高齢者とかすると、70%とかもういってるんですかね。そういう時代です。要するにDXを進めていくためには、こういうスマホの使い方も慣れていかなければいけませんし、これからの世の中はそういう世の中でございますので、ぜひ参考にさせていただいて、LINEを見ていただければ、どういう情報があるのか、ホームページにもすぐ飛んで行きますし、議会放送も見られるんですね。驚きですよ。そういうふうな仕掛けになっておりますので、この辺のところも検討していただきたい。

YouTubeについてですが、「すみたホットライン」とか、これ町長の答弁にもありました、ふるさと住田会の会議なんかでも、やっぱり楽しみで、スマホとかパソコンですぐ見られますので、これはぜひそういう面での、これから住田テレビとの協議をしていくということでもございましたので、進めていただきたいと思います。

町発送の封書にQRコード、一部もうできておりますが、やはりもうQRコードがあれば、スマホでかざせば、すぐ今はできるという時代でございますので、導入をこれからも進めていただきたい。

あとは、それから三役の週間予定表、これは遠野市さんとか大船渡市さんの例を見れば、ほとんどもうみんな公開をしております。要するに、公開をするということが関心を町政に対して持たせるというきっかけになるんですね。町長はこういうふうに今日は忙しいんだとか、こういうような会議に出て、今度会ったときに町長にこれ聞いてみようかなとか、そういうふうな発端になれば、私はいいなと思うんですね。ぜひ、この件も検討して、早急にやっていただきたいなと思います。

受信のほうのメールアドレスの表記については、さらに徹底していくということで、やはりメールアドレスの表記があると、常にもう24時間、出席できますよとか、私こういうふうに考えてんですとか、担当者と直にできるんですね。そういうような双方のやり取りができて、町政が順調に行くというふうなところに進めていただきたいなというふうに思います。

それで、企画財政課長にお尋ねいたしますが、住田テレビに関わるアンケート調査、前にしましたよね。五、六年前ぐらいになりますかね。多分そのときには、視聴の頻度であるとか、視聴の時間であるとか、番組内容はどうだったとかいうふうなことだったと思うんです

が、詳しくなくていいので、そういう結果を受けて、どういう改善がなされたのか。これから戦略としてどういうふうにやっっていこうということをお考えなのか、よろしくお答えをお願いいたします。

○副議長（菅野浩正君） 企画財政課長、佐々木淳一君。

○企画財政課長（佐々木淳一君） 私のほうからお答えさせていただきます。

議員おっしゃいました住田テレビに係るアンケートにつきましては、平成29年に行っておるものでございます。そのアンケートによりますと、やはりあまり視聴されていないという方々も、結果として見えてきたところであります。

内容につきましては、やはりコロナが発生したあたりですと、やはりいろんなイベントが行われたとしても参加が規制されたりですとか、そういった部分があった中で、住田テレビが取材をして放送するということは、一つの意義があったのではないかなというふうには捉えているところであります。

また、町内で行われています保育園の生活発表会等々につきましても、制限される中で取材を行い、放送するというところで、見られない方々に視聴していただいたという部分があったように思われております。

コロナも終わりました、またいろんなイベント、式年大祭ですとか、夏祭りですとか、そういったものが4年ぶりに開催されるという流れになってきておりますので、そういった部分を特集としまして、通常の「すみたホットライン」ではなくて、30分番組の特番という形で流すというところを今年度から数多く出せるように工夫をしておるところですので、そういった通常のホットラインではなくて、アーカイブではないですけども、行った行事、見られなかった、参加したけども見られない部分があったというところの方々にも視聴していただけるような形の番組を増やしていく工夫をしていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（菅野浩正君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 住田テレビについては、あまり視聴ができてないというふうな結果だったわけですが、いずれ、なぜその視聴ができてないかというのは、特に若い人たちであれば、そういう時間帯ですね。例えば6時とか7時とか8時とかそういう時間帯、特に夜ですと、いい番組があったりすると、それがなかなか見られないと。先ほど私が言った「すみたホットライン」、YouTube化するというのは、いつでも見られるという体制を整えて

いければ、その定時間でなければ見られないとか、議会放送なんかよく言われるわけです。1回しか見られないと。NHKみたいに、NHKプラスみたいに見逃し配信できないのかと。要するに、いつでもどこでも見られるというふうなのが、今はもうよその議会、一般的でございます。ですから、これは議会で決めることではあります、予算でもつくことでもありますので、企画のほうでも、ぜひ一緒に考えていただければなというふうに思います。

私は広報のその在り方とすれば、戦略的にやっぱり地域住民のこのニーズに寄り添ったこの情報発信、その情報を欲しい人にどういうふうにして、あと次の行動に結びつけていくかということが一つは大事ですし、それから、今はそれこそSNSですと、世界に行きますからね。今は住田町だけじゃなくて世界にも発信しているわけですから、そういうブランド力、ブランド化というものも意識していかないと、他の自治体の例を見ればありますけども、そういうことだと思っんです。

あとは、やはり他のメディア、新聞あるいは雑誌とかですね。そういうメディアとの関係を良好につくっていくということが大事なんだろうというふうに考えております。いずれそのところも参考にさせていただきながらやっていただければなと思います。

大きな4点目の副業制度についてでございます。

町長の答弁ですと、本年7月に職員にもう通知をしたということで、もう早速やっていたいというふうなふうに思います。特に、特出しはしないと。農業とか漁業とかそういうふうにはしないと。結局、副業というのは、お金をもらってもいいから、職員が休めるときにやりたいことを、どうぞ手伝ってあげてくださいよと。私が考えだしたのは、農業でいえば耕畜連携の部分ですね。例えば、その若い人たちが今、飼料米とか20ヘクタールとかもうかなりの面積でやっているわけですね。そういう田植えの時期とか、刈り取りのとき、大変なわけですね。じゃ手伝いに行ってみようかなと。それを、報酬があってもいいということでございます。例えば、これから林業でいえば、林地残材の回収に山助隊になってやるとか、そういう部分の報酬をもらっても職員も、やりたい人ですよ、これ。強制ではないのです。そういうふうな持っていくというのも一つの方法じゃないかというふうな、私は今回、提案をさせていただいているわけです。

農政課長も林政課長もおりますので、今、私が言いましたような、そういうふうな提案というのはいかがでしょうか。

○副議長（菅野浩正君） 農政課長。

○農政課長（菊田賢一君） 私のほうからは、耕畜連携の飼料米の生産に係る人的な補強とい

いますか、そこで働いてはというふうな部分でございますが、今、町の補助も出しておりますが、飼料米の関係は徐々に増えているような状況にあります。1人の生産者からすれば、15町歩ぐらいやられているところもございますが、まだ若くて元気ですので、多少またほかに頼まなくても余力がある状況ではございますが、今後ますます増えてくれば、そういった可能性もなきにしもあらずなのかなとは思いますが、そこら辺は御意見として参考にさせていただければなと思っております。

以上です。

○副議長（菅野浩正君） 林政課長、佐々木暁文君。

○林政課長（佐々木暁文君） 私のほうからは、山助隊の関係の部分でございます。現在、山助隊につきましては、その制度設計の部分、進めておるところでございます。そういった中で事業が実施する際には、当然、本部に影響のない範囲の中で従事いただけるのであれば、そういう参加も十分あり得るのかなというふうに考えているところでございます。

○副議長（菅野浩正君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 今は副業制度ということでお尋ねをしているわけですが、これに似たのに特別休暇というのがありますね。例えば普通ですと、従来の町の特別休暇に条例を見ますと、例えば選挙権の行使であるとか、結婚、出産、交通機関の事故、あるいはその他特別な理由というときに特別休暇が認めているわけですよ。これは有償じゃなくて、ボランティアっていいですか、そういう形で、例えば3日間特別休暇、職員の方々もありますので、取りたい人は3日間取って、1日でもいいでしょうが、何かのボランティアの手伝いをする。

これは教育長にお尋ねいたしますが、例えば、昨日も住田高校の魅力化が論じられました。私は例えば住田高校の魅力化の一つとして、この特別休暇というのを、例えば二、三日でも設けて、職員の方々が、興味があればですよ。関心があればですよ。住田高校の存続のために、例えば地域創造学のサポーターとして参画するとかそういうふうな、町長か、あるいは教育長がこれからやりたいという施策の方向性の中に、特別休暇みたいなのを何日間設けるということもありじゃないかと。これは実際にもう総務省も今年の8月10日に通知を出しております、地方公務員に地域活動休暇の創設を認めるというふうにもう出てるんですから、ぜひこれも検討していただきたいなと思っておりますが、教育長いかがですか。

○副議長（菅野浩正君） 教育長、松高正俊君。

○教育長（松高正俊君） では、今の御質問にお答えいたします。

学校の教職員は大きく分けると2種類ございます。一つは、教諭とか校長、副校長のよう

な岩手県の職員です。もう一つは、用務員のような住田町の職員が2種類あります。

教諭等につきましては、岩手県の規則基準にのっとり行っておりますので、簡単に私たちがものを申して特別休暇ということはできないようになっております。ただ、特別休暇の県職員等の規定の中には、災害等起きた場合については、何日間、そっちのほうに赴いてボランティア的な休暇は見てもらえているところです。

町の職員、用務員等につきましては、住田町の規定にのっとり、基準にのっとり行っておりますので、そちらのほうで、町の規定にのっとり対応したいと思っております。

以上です。

○副議長（菅野浩正君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 特別休暇を例えば制定したとしても、それは取るか、取らないかは、その本人の自由でございまして、ただ、そういう制度を設けておけば、私も住田高校のために、魅力化のためにちょっとやってみようかなど。例えばイベントの手伝いとかいろいろあると思うんですよ。ですから、そういうところも、せっかくこれ総務省がつくっていいよと、どうぞやってくださいと言っているのでありますから、ぜひ活用していただければなというふうに思います。

今回の私、一般質問の中で、1点目につきましては、ILC実現について、若者に夢と希望ということで、それが人口減少であるとか少子化対策につながればよろしいという観点からお話をしました。2点目は、三陸ジオパークについては、この産金の「みちのくGOLD浪漫」とも合わせて、一体的に取り組んでほしい。情報の受・発信については、これはもう時代の流れでございまして、ぜひそういう方向性の中で取り組んでいただきたいと。あと、職員の副業制度について、あるいは特別休暇については、これは地域貢献や、あるいはその地域との住民との結びつき、そういう観点から、深める観点から提案をさせていただきました。

以上で、このそれぞれの課題に対しまして、適宜適切に対応していただきますことを希望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（菅野浩正君） これで、6番、村上 薫君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎日程第2 報告第1号

○副議長（菅野浩正君） 日程第2、報告第1号 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告の朗読を省略して、報告の内容について説明を求めます。

企画財政課長、佐々木淳一君。

○企画財政課長（佐々木淳一君） それでは、私のほうから報告第1号 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率について御報告いたします。

第1点目の健全化判断比率は、4項目からなっております。いずれかの比率が基準以上となった場合には、財政健全化計画や財政再生計画を策定しなければならないこととなっておりますが、本町における令和4年度の各比率は全て基準を下回っております。

1つ目の実質赤字比率は、一般会計に赤字がどの程度あるのかを示す数値で、黒字であったため、比率は生じておりません。

2つ目の連結実質赤字比率は、特別会計を含む全ての会計で赤字がどの程度あるのかを示す数値で、同じく黒字であったため、比率は生じておりません。このことから、2つの指標とも早期健全化基準を下回っているものであります。

3つ目の実質公債費比率は、借金の返済が町の財政をどの程度圧迫しているのかを示す数値で、7.8%となっており、早期健全化基準の25%を下回っております。

4つ目の将来負担比率は、町の一般会計に負債がどの程度あるのかを示す数値で、将来負担額を充当可能財源が上回っているため、比率は生じておらず、早期健全化基準を下回っております。

第2点目の資金不足比率は、公営企業会計の赤字がどの程度あるのかを示す数値で、本町の場合、簡易水道事業及び下水道事業が対象となります。いずれの事業も資金不足にはならず、比率は生じていませんので、経営健全化基準を下回っております。

なお、監査委員からは、別添のとおり、特に指摘すべき事項はない旨の住田町財政健全化経営健全化審査意見書が提出されておりますことを申し添えます。

以上、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を終わります。

○副議長（菅野浩正君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○副議長（菅野浩正君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第1号 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○副議長（菅野浩正君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第3 認定第1号～日程第8 認定第6号

○副議長（菅野浩正君） 日程第3、認定第1号 令和4年度住田町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、認定第2号 令和4年度住田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、認定第3号 令和4年度住田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、認定第4号 令和4年度住田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、認定第5号 令和4年度住田町簡易水道事業会計決算の認定について、日程第8、認定第6号 令和4年度住田町下水道事業会計決算の認定についてを一括議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、佐々木淳一君。

○企画財政課長（佐々木淳一君） 私からは、認定第1号から第4号までを説明いたします。

なお、認定第5号、認定第6号につきましては、建設課長から御説明申し上げます。

それでは、認定第1号から第4号まで、令和4年度の一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

初めに、認定第1号 令和4年度住田町一般会計歳入歳出決算の概要について御説明いたします。

予算現額は53億56万4,000円であります。収入済額は52億7,576万9,8

55円。支出済額は51億8,774万3,948円。収入支出差引額は8,802万5,907円であります。予算に対する収入割合は99.53%、執行率は97.87%であります。

まず、歳入について、収入済額により御説明いたします。

1款町税は6億6,135万2,428円であり、内訳は町民税1億7,683万3,176円、固定資産税4億1,935万6,973円、軽自動車税1,955万8,100円、町たばこ税4,240万7,279円、鉱産税319万6,900円であります。

なお、収入未済額1,562万5,469円は、町民税179万4,652円、固定資産税1,340万217円、軽自動車税43万600円によるものであります。

2款地方譲与税は、8,346万円であります。

3款利子割交付金は、12万7,000円であります。

4款配当割交付金は、99万5,000円であります。

5款株式等譲渡所得割交付金は、75万3,000円であります。

6款法人事業税交付金は、754万4,000円であります。

7款地方消費税交付金は、1億2,655万7,000円であります。

8款環境性能割交付金は、244万3,000円であります。

9款地方特例交付金は、180万4,000円であります。

10款地方交付税は、27億1,876万8,000円であります。

11款交通安全対策特別交付金は、50万1,000円であります。

12款分担金及び負担金は、978万5,838円あります。

なお、収入未済額22万5,720円は、地域情報通信基盤施設加入負担金12万6,000円、保育所運営費一部負担金9万9,720円によるものであります。

13款使用料及び手数料は、8,644万7,369円あります。

なお、収入未済額330万881円は、地域情報通信基盤施設使用料48万7,850円。応急仮設住宅集合合併処理浄化槽浄化施設使用料8,640円、町営住宅使用料及び集合合併処理浄化施設使用料267万5,341円、督促手数料12万9,050円によるものであります。

14款国庫支出金は、4億7,359万5,293円あります。

なお、収入未済額2,000万円は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,000万円の繰越しによるものであります。

15款県支出金は、2億3,110万8,466円であります。

16款財産収入は、6,511万4,535円であります。

なお、収入未済額48万6,335円は、土地貸付料45万3,086円、建物貸付料3万3,249円によるものであります。

17款寄付金は、3,260万4,049円であります。

18款繰入金は、2億317万6,000円であります。

19款繰越金は、2億2,640万709円あります。

20款諸収入は、8,658万4,168円あります。

なお、収入未済額1,310万6,058円は、奨学資金貸付金収入6,400円、農林業振興資金貸付金元利収入1,305万2,066円、学校給食費徴収金4万7,592円によるものであります。

21款町債は、2億5,664万9,000円あります。

続きまして、歳出について支出済額により御説明いたします。

1款議会費6,961万8,691円は、議会運営経費であります。

2款総務費10億3,850万1,699円は、総務管理費、徴税費、戸籍住民基本台帳費、選挙費、統計調査費、監査委員費であります。

3款民生費11億8,729万9,057円は、社会福祉費、老人福祉費、交通対策費、児童福祉費、母子福祉費、保育所費、災害救助費、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療各特別会計への繰出金等の費用であります。

4款衛生費4億2,384万2,999円は、各種健診、予防接種、ごみ処理、し尿処理に係る負担金、簡易水道事業会計特別繰出金等の費用であります。

5款労働費62万9,000円は、職業訓練事業運営費補助金等の費用であります。

6款農林業費3億2,178万8,756円は、農業委員会運営費、農業振興費、畜産振興費、林業振興費、町有林造成等の費用であります。

7款商工費2億3,728万5,805円は、商工振興費、観光費等であります。

8款土木費3億2,987万678円は、道路橋梁費、河川費、住宅費、下水道事業会計繰出金であります。

9款消防費2億3,050万6,850円は、非常備消防費、消防施設費、常備消防に係る負担金、水防費、防災対策費であります。

10款教育費4億5,783万8,045円は、教育委員会運営経費、小中学校費、教育

振興費、社会教育費、体育施設・学校給食センターの運営費用であります。

11款災害復旧費2,420円は、公共土木災害復旧費であります。

12款公債費6億7,096万3,948円は、過疎対策事業債等の元利償還金であります。

13款諸支出金2億1,959万6,000円は、減債基金等の積立金であります。

以上が、令和4年度住田町一般会計歳入歳出決算の概要であります。

次に、認定第2号 令和4年度住田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要について御説明いたします。

予算現額は7億8,361万5,000円であります。収入済額は7億7,339万6,355円で、支出済額は6億9,888万4,833円。収入支出差引額は7,451万1,522円であります。予算に対する収入の割合は98.7%、執行率は89.19%であります。

歳入の主なものは、1款国民健康保険税9,818万1,918円、構成比12.69%。3款県支出金5億4,782万5,453円、構成比70.83%であります。

なお、一般被保険者国民健康保険税835万9,131円、督促手数料4万4,800円が収入未済となっております。

歳出の主なものは、2款保険給付費5億2,779万2,526円、構成比75.52%、3款国民健康保険事業費納付金1億4,698万1,958円、構成比21.03%であります。

以上が、令和4年度住田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要であります。

次に、認定第3号 令和4年度住田町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要について説明いたします。

まず、保険事業勘定について御説明いたします。

予算現額は10億2,740万9,000円あります。収入済額は10億53万7,140円。支出済額は9億6,078万4,638円、収入支出差引額は3,975万2,502円あります。予算に対する収入割合は97.38%、執行率は93.52%あります。

歳入の主なものは、3款国庫支出金2億9,051万1,526円、構成比29.04%。4款支払基金交付金2億4,377万1,515円、構成比24.36%あります。

なお、第1号被保険者普通徴収保険料69万680円、督促手数料1万200円が収入未

済となっております。

歳出の主なものは、2款保険給付費8億7,702万5,664円、構成比91.28%であります。

続きまして、介護サービス事業勘定について御説明いたします。

予算現額は294万2,000円であります。収入済額は301万9,277円、支出済額は215万6,400円。収入支出差引額は86万2,877円であります。予算に対する収入割合は102.63%、執行率は73.30%であります。

歳入は、1款サービス収入243万6,960円、構成比80.71%。2款繰越金58万2,317円、構成比19.29%であります。

歳出は、1款サービス事業費215万6,400円、構成比100%であります。

以上が、令和4年度住田町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要であります。

次に、認定第4号 令和4年度住田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要について御説明いたします。

予算現額は8,514万9,000円あります。収入済額は7,723万6,874円。支出済額は7,660万2,336円。収入支出差引額は63万4,538円あります。予算に対する収入割合は90.71%、執行率は89.96%あります。

歳入の主なものは、1款後期高齢者医療保険料4,844万8,800円、構成比62.73%。3款繰入金2,825万3,236円、構成比36.58%あります。

歳出の主なものは、2款後期高齢者医療広域連合納付金7,344万728円、構成比95.87%あります。

以上が、令和4年度住田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要であります。

これで、認定第1号から第4号まで、令和4年度住田町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の説明を終わります。

○副議長（菅野浩正君） 建設課長、横澤広幸君。

○建設課長（横澤広幸君） 私のほうからは、認定第5号及び認定第6号について御説明申し上げます。

初めに、認定第5号 令和4年度住田町簡易水道事業会計決算の認定について御説明いたします。

決算書の2ページを御覧ください。

決算報告書は、消費税及び地方消費税を含んだ金額を表記してございます。収益的収入及

び支出の款、項ごとに決算額を申し上げます。

収入の第1款水道事業収益は1億6,631万6,501円であります。その内訳は、第1項営業収益7,772万779円、第2項営業外収益8,772万3,422円、第3項特別利益872万300円であります。

支出の第1款水道事業費用は1億3,761万4,215円であります。その内訳は、第1項営業費用1億2,291万746円、第2項営業外費用1,470万3,469円であります。

次に4ページ、資本的収入及び支出の決算額であります。

収入の第1款資本的収入は7,803万5,000円であり、内訳は他会計出資金であります。

支出の第1款資本的支出は9,343万5,676円であります。その内訳は、第1項建設改良費1,276万円、第2項企業債償還金8,067万5,676円であります。

次に9ページ、損益計算書は消費税及び地方消費税を除いた金額となります。

営業収益は7,067万989円であります。営業費用は1億2,046万3,538円あります。営業外費用は8,776万7,228円あります。営業外費用は1,135万4,469円あります。特別利益は87万2,300円あります。特別損失はゼロ円あります。

以上により、当年度純利益は5,896万8,361円あります。

次に、10ページ、剰余金計算書であります。

当年度末の資本合計は5億8,411万9,088円あります。下段の剰余金処分計算書は、未処分利益剰余金5,896万8,361円を繰越利益剰余金としております。

次に12ページ、貸借対照表であります。

ページ一番下の資産の部、資産合計及び負債資本合計はそれぞれ19億9,295万2,945円あります。

次に、別紙で配付しております令和4年度簡易水道事業会計水道料金明細書であります。

不納欠損額は水道料金89万8,958円、督促手数料3万100円の合計92万9,058円あります。

続きまして、認定第6号 令和4年度住田町下水道事業会計決算の認定について御説明いたします。

決算書の2ページを御覧ください。

決算報告書は消費税及び地方消費税を含んだ金額を表記しております。

収益的収入及び支出の款、項ごとに決算額を申し上げます。

収入の第1款公共下水道事業収益は1億3,129万335円であります。その内訳は、第1項営業収益3,278万8,829円、第2項営業外収益9,850万1,506円。

支出の第1款公共下水道事業費用1億2,254万7,687円であります。その内訳は、第1項営業費用1億1,627万7,321円、第2項営業外費用627万366円であります。

次に4ページ、資本的収入及び支出の決算額であります。

収入の第1款資本的収入は3,895万6,300円であります。その内訳は、第1項負担金及び分担金31万2,300円、第2項国庫補助金484万円、第3項他会計出資金3,380万4,000円あります。

支出の第1款資本的支出は5,107万1,071円あります。その内訳は、第1項建設改良費1,375万6,600円、第2項企業債償還金3,731万4,471円あります。

次に9ページ、損益計算書は消費税及び地方消費税を除いた金額となります。

営業収益は2,983万290円あります。営業費用は1億1,405万1,442円あります。営業外収益は9,833万384円あります。営業外費用は632万6,294円あります。

以上により、当年度純利益は2,377万457円あります。

次に10ページ、剰余金計算書であります。

当年度末の資本合計は2億2,418万2,172円あります。下段の剰余金処分計算書は、未処分利益剰余金2,377万457円を繰越利益剰余金としております。

次に12ページ、貸借対照表であります。

ページ一番下の資産の部、資産合計及び負債資本合計はそれぞれ18億3,849万7,612円あります。

次に、別紙で配付しております令和4年度下水道事業会計下水道使用料明細書であります。

不納欠損額は下水道受益者分担金30万640円、下水道使用料12万3,698円、督促手数料5,600円の合計42万9,938円あります。

以上で説明を終わります。

○副議長（菅野浩正君） 次に、令和4年度住田町一般会計各特別会計歳入歳出決算及び各事

業会計決算の審査結果について、監査委員の報告を求めます。

監査委員、紺野 仁君。

〔監査委員 紺野 仁君登壇〕

○監査委員（紺野 仁君） 決算審査の結果について報告いたします。

審査の対象は、令和4年度住田町一般会計歳入歳出決算、令和4年度国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療の各特別会計、簡易水道事業会計及び下水道事業会計並びに財産に関する調書、基金運用状況に関する調書であります。

審査実施月日は令和5年7月12日から7月19日であります。

審査に当たっては、町長より付された決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況に関する調書について審査を行いました。

審査の着眼点としては、予算の執行は適正かつ効率的に行われたか、各種事業の施策の効果が目的どおりに達せられたか、財政運営について健全化が図られているかであります。

審査の結果であります。予算の執行状況については、令和4年度歳入歳出決算に係る主要な施策の成果及び予算執行の実績等について、担当課から説明を聴取し、審査した結果、決算内容は計数的に正確であり、その内容も正当であることを確認しました。

以下、各会計決算審査における総評の中から主なものを報告いたします。

初めに、令和4年度住田町一般会計歳入歳出決算、令和4年度国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療の各特別会計についてであります。

まず、施策の効果であります。

本町への移住定住を推進するための空き家活用住宅の整備、新たなワークスタイル、ライフスタイルを満たす仕事、学びの場の整備、ふるさと納税制度による情報発信と自主財源の確保、種山ヶ原水道施設整備、滝観洞観光センター受付棟整備など観光施設等の整備推進、地域創造学や住田高校魅力化による特色ある教育の推進、消防車両購入による防災対策の充実強化、昭和橋架け替え事業の推進、さらには新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた世帯や事業者への支援、町民と行政との協働で応援する仕組みを前提としたプレミアムチケットの販売、ロシアのウクライナ侵攻等、国際情勢の影響による物価高騰の影響を受けた世帯や事業者への支援など、初期の事務事業が計画的に達成されたことは評価するものであります。

次に、公共施設の整備及び維持管理費についてであります。

本町には庁舎、学校施設、町営住宅など多くの町有施設を有していることから、施設の状

態調査や整備基準、長寿命化など、今後の適切な維持管理のため、個別計画を策定していますが、町内中学校の統合が令和6年度に予定されているなど、人口減少に伴い、町有施設及び町用地の利用度の低下や遊休化が懸念されることから、効果的な裁量等が見込めない場合は、民間活用や売却も視野に入れた検討が必要と思われます。公共施設は住民福祉の向上に欠かせない施設であることから、維持管理や年次的な更新などを適切に行う必要があります。併せて、施設維持や更新に必要な財源を確保することから、基金の整備、運用などについて検討し、将来を見据え、適正かつ効果的な計画の下に、町有施設の利用を図っていただきたい。

次に、財政の健全性についてであります。

予算の適正な執行と健全な財政運営については、同時に審査を行った健全化判断比率及び資金不足比率等、審査意見書のとおり、健全化が図られています。しかし、歳入の割合は、地方交付税や国及び県からの支出金などの占める割合が依然として高く、財政基盤の脆弱性は否めません。令和5年度以降においては、昭和橋の架け替え事業、応急仮設住宅跡地の活用等が進められるとともに、公共施設等個別計画に基づき、庁舎周辺公共施設や住民交流拠点施設の改修整備の検討も必要となります。また、公共施設や簡易水道、下水道、地域情報通信基盤施設などの各インフラ施設は、建設後の経過年数から維持管理費に加え、今後、改修や新たな整備等、多額の費用が必要となることから、起債償還計画と合わせ、適切な財政計画に沿った財政運営が求められるものであります。

次に、職員の働き方についてであります。

令和4年度の人件費の総額は前年度と比較し減少していますが、時間外勤務については、職場ごと、担当部署ごとの隔たりがあることや、何よりも長時間労働による職員の健康障害リスクの増加が懸念されることから、組織の在り方として、職場全体で取り組むべき課題と捉えていくよう意識改革に努められ、労働環境の改善に引き続き努めていただきたい。

次に、自治体DXについてであります。

本町では、自治体DX推進計画を基に、デジタル化を順次進めることとしており、各種住民サービスや利便性の向上、自治体業務の効率化などを目指しています。今後、DX化を運用していくために必要な機器及びシステムの維持管理、定期的な更新及び運用に係る費用が継続的に必要となることから、基金の整備、運用などについて検討するなど、計画的な財源の確保に努めていただくとともに、町内での教育、生活の場や職場での導入について推奨し、普及が図られることを期待するものであります。

本町においても、少子高齢化に伴う人口減少が依然として進行しています。町においては、健全な財政運営を維持しながら、住民生活の基本である衣食住の充実を掲げ、医療環境の充実、農林業の振興、移住定住の促進、町営住宅の新築による住まいの環境整備、子育て・教育環境の充実をはじめ、地域の特性を生かした各種施策を展開しながら、共生のまちづくりが進められてきましたが、新型コロナウイルス感染症が第5類に移行したことに伴い、新型コロナウイルスに対応した生活、経済活動に対する国等からの支援は削減することが想定されます。

今後においても、地域の活性化に配慮した効率的、効果的な予算執行に向け、これまで以上に優先度に応じた適切な財源配分を行うとともに、住民福祉向上のため、健全な財政運営を維持しながらも創意工夫を凝らし、積極的な施策の展開を図ることを期待するものであります。

次に、令和4年度簡易水道事業会計及び下水道事業会計についてであります。

簡易水道事業会計は、特別会計から公営企業会計に移行して、3度目の決算となりました。令和4年度の収入及び支出の状況を見ると、給水原価が供給単価を上回り、給水に要する費用を料金収入では賄えない状況にあります。さらなる経営の健全化に取り組んでください。また、多額の企業債償還負担の下で、今後の施設更新費用を捻出していくため、施設規模の見直しと効率的な利用に加え、適切な財源の確保に努めてください。未収金の回収については、常日頃より鋭意尽力されておりますが、受益者の公正負担の原則や経営の健全化のためにも、引き続き一層の管理回収に万全を期していただくとともに、貸倒引当金繰入を計上し、健全経営に努めていただきたいと思います。

なお、公営企業会計の円滑かつ適切な事業運営のため、企業会計に精通した職員の育成については、引き続き継続的に取り組んでください。

今後においても、人口減少による給水収益の減少、施設設備の老朽化など、様々な問題を抱えています。住田町簡易水道事業経営戦略に基づき、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上が図られ、さらなる経営努力によって、より効果的、効率的な本質、高品質の町民サービスが提供されることを期待するものであります。

また、水道は重要なライフラインとして、生命の維持にとどまらず、文化的及び衛生的な生活を送る上においても必要不可欠なものであります。近年、多発傾向にある災害発生時には、改めてその大切さが実感されるものであります。災害発生に備えた危機管理と災害が発生した際の対応にも十分万全を期してください。

次に、下水道事業会計についてであります。

下水道事業会計につきましても、特別会計から公営企業会計に移行して、3年度目の決算となりました。令和4年度の収入及び支出の状況を見ますと、営業収益と営業費用を見ると、8,422万1,152円の営業損失となっていることから、経営の健全化に取り組んでいく必要があります。

また、多額の企業債償還負担の下で、今後の施設更新費用を捻出していくため、施設規模の見直しと効率的な利用に加え、適切な財源の確保に努めてください。未収金の回収については、常日頃より鋭意尽力されていますが、受益者の公正負担の原則や、経営の健全化のためにも引き続き一層の管理回収に万全を期していただくとともに、貸倒引当金繰入を計上し健全経営に努めていただきたい。

なお、事業の円滑、適切な運営のため、企業会計に精通した職員の育成については、引き続き継続的に取り組んでいただきたい。

今後の下水道事業経営では、人口減少や節水型家電の普及などによる水需要の減少など下水道使用料収益の伸びは期待できない状況にあります。また、施設の適切な維持管理や老朽化対策など、経営状況はますます厳しくなることが予測されますが、住田町下水道事業経営戦略に基づき、経営戦略の改定を実施していることから、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上が図られ、さらなる経営努力によってより効果的、効率的な高品質の町民サービスが提供されることを期待するものであります。

以上、決算審査報告といたします。

○副議長（菅野浩正君） 以上で、監査委員の報告を終わります。

お諮りします。

認定第1号から認定第6号までの各会計決算の認定について、議長を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。併せて、地方自治法第98条の規定による権限を委任したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（菅野浩正君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第6号までの各会計決算の認定については、議長を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査するとともに、地方自治法第98条の規定による権限を委任することに決定しました。

なお、この決算審査特別委員会は、正副委員長互選のため、本日、本会議散会后、引き続き当議場において招集することといたします。改めて通知は差し上げませんので、御了承願います。

◎散会の宣告

○副議長（菅野浩正君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前11時54分
